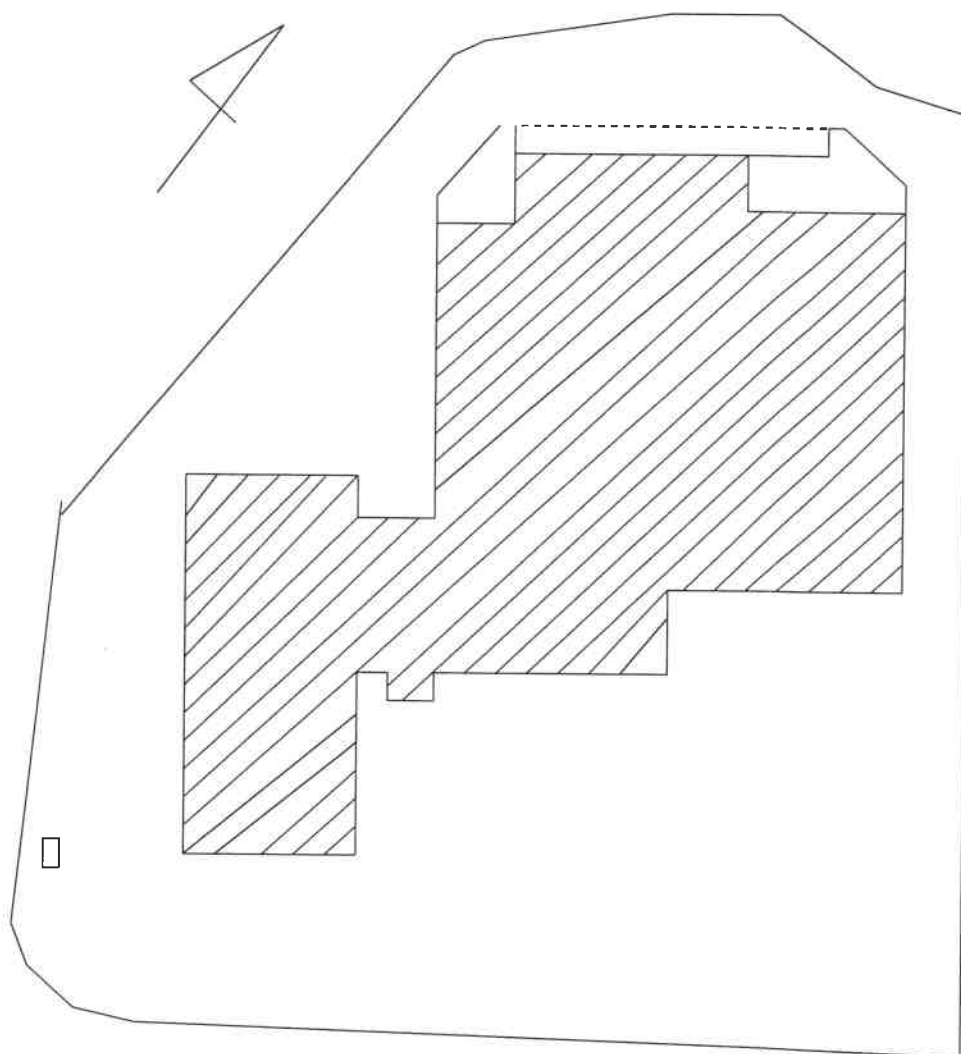


《別紙 案内図》

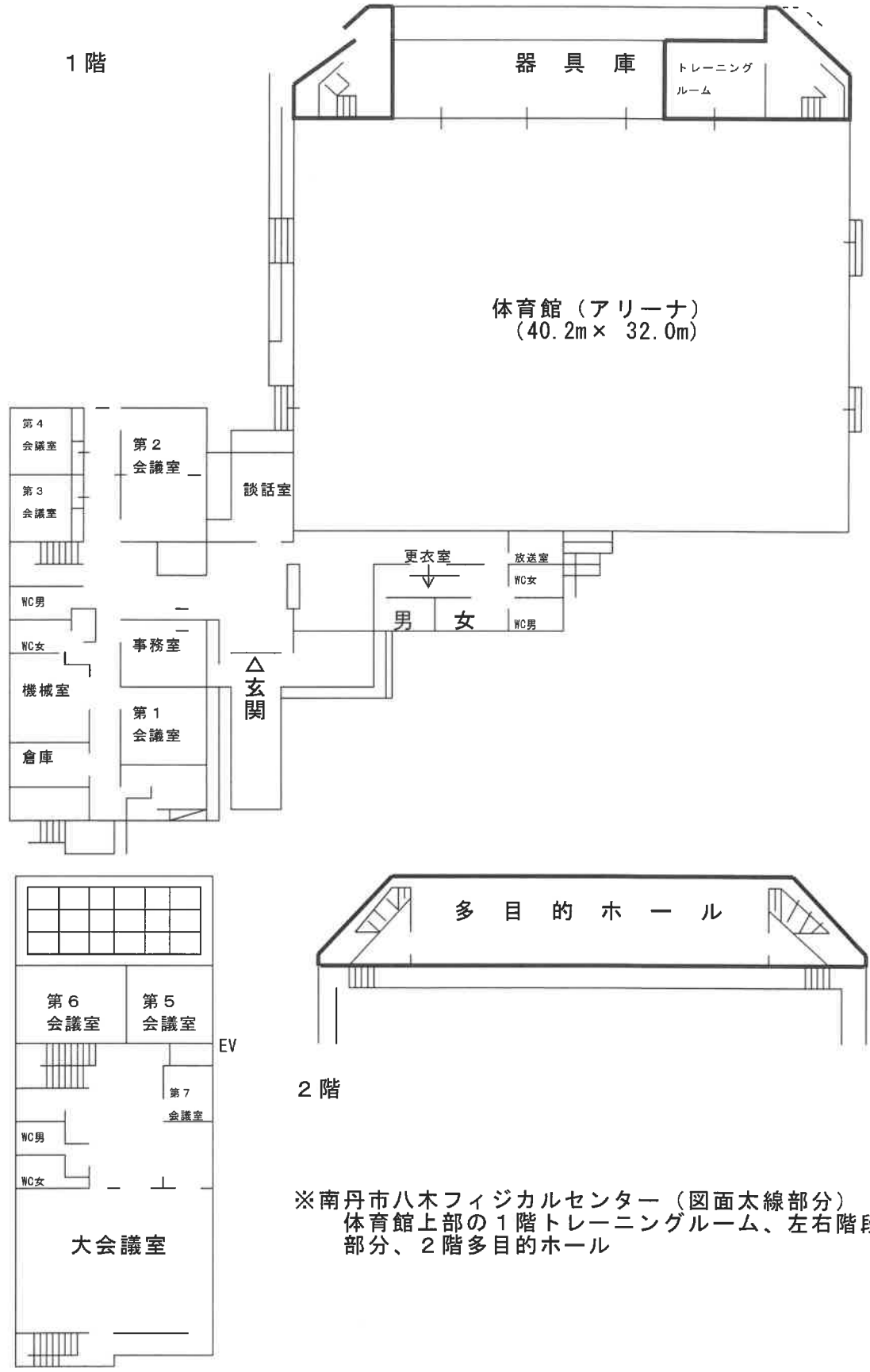


JR「八木駅」下車徒歩約15分

口丹波勤労者福祉会館の敷地図



口丹波勤労者福社会館の平面図



勤労者福社会館施設概要

◆口丹波勤労者福社会館

所在地	京都府南丹市八木町西田金井畠9番地		
開設年月日	昭和58年9月1日		
敷地面積	5,813.34㎡		
建物概要	会議棟	体育館棟	倉庫
建築面積	511.56㎡	1,577.36㎡	2.47㎡
延床面積	897.24㎡	1,577.36㎡	2.47㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨造平屋建	コンクリートブロック造平屋建
施設の内容	<p>体育館 (バスケットボール、バレーボール、テニス各2面、バドミントン8面、卓球8台)</p> <p>会議室(洋室6、和室2)</p> <p>駐車場(81台駐車可能。うち、身体障害者用2台)</p> <p>倉庫 (その他)南丹市八木フィジカルセンター併設</p>		

◆無償貸付物品一覧

口丹波勤労者福祉会館

物 品 名	数量
平机	1
長机	1
テーブル	1
回転椅子	10
コインロッカー	2
ワイヤレスマイクシステム一式	1
審判台	1
卓球台	2
マット	1
マット用台車	1
トランポリン	1
支柱	1
バスケット台	1
30秒タイマー	2
つい立	1
掲示板	1
動物はく製等標本	1
立体彫刻	1
シート	1
畳寄せ枠	1
セルフコントロールタワー	1
ピアノ	1
バドミントンコートシート	4

管理工作物一覧

◆口丹波勤労者福祉会館

種 目	構造・規格等	数 量	備 考
門	門扉	1個	
囲障	ネットフェンス	178m	
築庭	花壇	7個	
照明装置	外灯・ポール型	6個	
諸標	旗ポール・H=8.0m	1個	3本
掲示板	屋外掲示板	1個	
	案内板・H=6.7m	1個	
雑工作物	建物銘板	1個	
	身障者駐車場掲示板	2個	
	郵便ポスト	1個	

勤労者福祉会館行政財産目的外使用許可一覧

使用許可物件	区分	数量	使用目的	使用許可期間
口丹波勤労者福祉会館 (玄関ホールの一部)	建物	1.26 m ²	清涼飲料水自動販売機等の設置	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
口丹波勤労者福祉会館	土地	293.59 m ²	南丹市八木フィジカルセンター敷地	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
口丹波勤労者福祉会館	土地	電柱 2 本 支柱 1 本	電柱敷	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日
口丹波勤労者福祉会館	土地	電柱 1 本 支線 1 本	電柱敷	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日
口丹波勤労者福祉会館	土地	電柱 2 本	電柱敷	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日
口丹波勤労者福祉会館 (進入路案内標識)	工作物	1 箇所	カーブミラーの取付け	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日
口丹波勤労者福祉会館 (進入路案内標識)	工作物	1 箇所	街路灯の取付け	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日

◎ 勤労者福祉会館組織図・施設利用許可事務の流れ

1 現行組織図（令和3年度）

◆ 口丹波勤労者福祉会館

館長（1名）	事務局長 1名
	係員 5名

（勤務時間）

- ・ 8：30～22：00（開館時間9：00～22：00）
- ・ 基本勤務態勢
 - A 勤務 8：30～15：15（休憩時間含む。）
 - B 勤務 15：15～22：00（休憩時間含む。）

（主な担当事務）

- ・ 勤労者福祉会館の管理運営に関すること。（申込み・受付・使用承認・案内等）
- ・ 利用料金の現金出納及び保管に関すること。
- ・ 利用統計及び報告に関すること。
- ・ 勤労者スポーツ事業、自主事業に関すること。
- ・ 財産及び物品の管理に関すること。
- ・ 庶務に関すること。

※このほか、現行指定管理者において、勤労者福祉会館に係る支出及び決算、施設管理業務委託、修繕・維持管理に関すること等を担当

2 施設利用許可事務の流れ（現行）

（1）使用の承認の申請期間

◆ 口丹波勤労者福祉会館

区 分		申 請 期 間
体 育 館	全面使用	1 労働者の団体の使用 使用の日の6箇月前の日の属する月の1日から当日まで 2 一般の利用 使用の日の5箇月前の日の属する月の1日から当日まで
	部分使用	1 労働者の団体の使用 使用の日の3箇月前の日の属する月の1日から当日まで 2 一般の利用 使用の日の2箇月前の日の属する月の1日から当日まで
会議室		使用の日の2箇月前の日の属する月の1日から当日まで

(2) 事務の流れ

ア 使用承認

- ① 付日及び受付時間は、上記申請期間のうち、休館日を除き、午前9時から午後8時まで(基本)
 - ② 来館及び電話で「予約扱い」が可能
 - ③ 利用の当日までに、勤労者福祉会館に申請
- ※このほか、体育館・会議室の使用承認に関し、上記申請期間にかかわらず、年間及び月間調整を行うケース有り

イ 利用料金

- ① 使用の承認を受けると同時に、利用料金を納付
- ② 国、地方公共団体については、「請求書払」に対応
- ③ 既納の利用料金は、還付しない。
(還付ができる場合)
 - ・ 管理上の都合により使用の承認を取り消したとき
 - ・ 災害その他不可抗力の理由により使用できなくなったとき など

勤労者福祉会館利用状況

◇口丹波勤労者福祉会館

名 称		区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		開館日数(日)	345	346	310
第1会議室		件数(件)	313	299	193
	面積 37 m ²	人数(人)	8,634	7,634	3,796
	定員 24 人	利用率	30.2%	28.8%	20.8%
第2会議室		件数(件)	284	270	106
	面積 69 m ²	人数(人)	12,855	11,598	3,362
	定員 45 人	利用率	27.4%	26.0%	11.4%
第3会議室		件数(件)	303	264	55
	面積 12 畳	人数(人)	4,514	4,534	710
	定員 15 人	利用率	29.3%	25.4%	5.9%
第4会議室		件数(件)	257	277	69
	面積 10 畳	人数(人)	4,128	4,407	761
	定員 12 人	利用率	24.8%	26.7%	7.4%
第5会議室		件数(件)	170	157	60
	面積 35 m ²	人数(人)	5,064	5,729	657
	定員 24 人	利用率	16.4%	15.1%	6.5%
第6会議室		件数(件)	222	161	72
	面積 41 m ²	人数(人)	6,087	6,296	1,103
	定員 30 人	利用率	21.4%	15.5%	7.7%
第7会議室		件数(件)	276	307	95
	面積 16 m ²	人数(人)	4,289	4,192	832
	定員 10 人	利用率	26.7%	29.6%	10.2%
大会議室		件数(件)	205	233	152
	面積 152 m ²	人数(人)	17,122	22,481	9,150
	定員 120 人	利用率	19.8%	22.4%	16.3%
会議室計		件数(件)	2,030	1,968	802
		人数(人)	62,693	66,871	20,371
		利用率	24.5%	23.7%	10.8%
体育館		件数(件)	1,751	1,675	1,000
	面積 1,286 m ²	人数(人)	116,322	123,504	35,198
		利用率	84.6%	80.7%	57.9%

※会議室利用率＝利用件数÷開館日数÷3(利用区分:午前、午後、夜)×100

※体育館利用率＝利用件数÷開館日数÷3(同上)÷2スパン×100

改修・修繕実績

施設名：口丹波勤労者福祉会館（S58.9開設）

内 容	金額（千円）
（30年度）	
植栽手入れ	47
掲揚柱修理	41
排煙オペレーター修理	108
体育館クラック補修修理	195
玄関オペレタ修理	179
玄関美装工事	38
談話室鍵修繕調整	80
管理棟屋根修繕工事等	117
喫煙室テラス工事	194
談話室入口ドア修繕	80
障子張替・サッシ調整	71
事務所内電話工事	49
屋上アンテナ工事	12
テレビ、照明移動	24
体育館カーテン補修	231
日よけ工事	129
門扉修理	46
館内ドアクロザー交換修理	173
体育館水銀灯交換	105
体育館ハロゲン交換	5
蛍光灯3波長形昼白色パナソニック	53
第5、6ドアクロザー交換	108
20W直管蛍光灯	9
ブラインド取り換え	151
ブラインド取付け	108
体育館入口照明器具取替工事	281
ポスト修理	43

内 容	金額 (千円)
体育館ハロゲン	8
駐車場照明	57
空調メンテナンス	162
天井修理	167
バスケットゴール修繕	30
30年度 小 計	3,101
(31年度)	
サッシ調整	10
トイレ・屋根・天井補修代	73
トラック借り代	30
マイク	73
照明取り換え工事	85
ピアノ調律代	25
天井修繕	176
通信機器修理	92
駐車場植栽スペース修繕	60
備品運搬設置費用	200
片開きドアレバー取替	54
備品運搬設置費用	108
舞台修理	194
女子トイレ部品交換	9
火災受信機バッテリー交換	33
庭園柵交換	40
防火扉修繕	14
大会議室空調修繕	119
第6会議室空調取替工事	182
大会議室スピーカー工事	47
備品運搬設置修繕	194
掃除機	41
処分代(冷凍庫・洗濯機)	15
包丁その他台所用品	45
体育館女子トイレパーテーション・第2天井修理	132

内 容	金額（千円）
体育館男子トイレフラッシュバルブ	21
ソフトバレーアンテナ	9
第2会議室空調機取替設備工事	1,581
体育館照明点検修理	198
女子トイレ便座	17
体育館照明変圧器交換修繕	165
片開きドア修繕	11
第1会議室ブラインド取り換え	154
マイク修理	39
洗濯機ホース	10
掃除機修理	36
シリンダー取替工事	165
脚立	33
トイレ補修	9
バスケットゴール補修	16
体育館照明	96
大会議室空調メンテ	81
低温式スポット熱感知器交換	16
31年度 小 計	4,708
(令和2年度)	
パソコン関係	105
バスケットゴール補修工事	37
受付アクリル板	9
非常灯蓄電池交換	176
網戸修繕	52
事務所内仕切り	35
敷地内刈込	31
門扉補修塗装工事	198
トイレ漏水補修工事	93
進入路溝蓋交換	33
非常灯蓄電池交換	157
空調取替(元喫煙室)	174

内 容	金額 (千円)
コンセント増設	20
体育館ホール天井補修工事	178
体育館壁面補修工事	175
体育館壁面塗装工事	94
のぼり補修	55
進入路雨水排水	33
門扉洗浄	28
バスケットゴール補修	50
パーテーション材料代	15
女子トイレ	55
体育館扉調整	165
LED照明取り換え工事	187
体育館水銀灯	107
第3、4畳入れ替え	121
LED照明取り換え工事	152
駐車場溝付け	139
湯沸し器交換	15
2階LED照明取り換え工事	196
エレベータダウンライト交換	63
体育館スピーカー工事	37
事務所内コンセント工事	30
自動ドア鍵シリンダー交換	154
令和2年度 小 計	3,169

令和2年度勤労者スポーツ事業、文化・芸術事業、福祉事業、福祉事業実績

◆口丹波勤労者福祉会館

R2年度開催実績

	内 容	実 施 時 期	実施回数	参加料	参加者数	
ス ポ ー ツ 事 業	クアスポ卓球交流大会	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催				
	クアスポMIXバレーボール交流大会	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催				
	トワイライトカップバスケットボール交流大会	12月 1月	日曜日 月曜日	18:00～21:00	2回	1チーム3,000円 24人 20人
	中学生・高校生のチアスクール	7月～	毎週火曜	19:00～20:00	32回	1ヶ月4,000円～5,000 円 166人
	3歳～小学生のチアスクール	7月～	毎週土曜	14:00～15:00	27回	6回4,000円 276人
自主 事業	ウクレレ教室	6月～	第1、第3 土曜日	12:00～13:00	15回	1ヶ月5,000円 39人
福祉 事業	第11回クアスポ祭り	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催				
そ の 他	京都・丹波トライアスロン大会in南丹(クアスポ を中心としたトライアスロン大会の全国版)実 行委員長 麻田健治館長	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催				

◆勤労者福祉事業の主な事務の流れ

時 期	業 務 内 容
9月ごろ	○次年度開催の事業計画立案
年度当初	○開催日の最終決定 ○会場の確保 ○共催団体に協力依頼
開催の3箇月前	○広報依頼(受付期間の月に掲載されるように依頼) ○共催団体と打合せ
開催の1箇月前	○参加受付準備と受付 ○開催準備(消耗品、賞品類の発注等)
開催日当日	○参加受付、参加料の徴収 ○参加料の納入
終了後	○消耗品類の支払整理 ○講師に礼状 ○全事業終了後、事業報告作成

◆勤労者スポーツ事業の主な事務の流れ

時 期	業 務 内 容
9月ごろ	○次年度開催の事業計画立案
1~2月 (年間調整等)	○開催日の最終決定 ○会場の確保
2~3月	○行事予定(チラシ)の作成 ○講師選定及び依頼(年間まとめて依頼状を送付)
開催の3箇月前	○広報依頼(受付期間の月に掲載されるように依頼) ・府民だより;発行月の2箇月前に依頼 ・市町広報紙;発行月の約1箇月前に依頼
開催の1箇月前	○参加受付準備(受付期間:開催日の3週間前から2週間前) 大会の受付期間:5週間前から4週間前まで ○参加受付 ○開催準備(消耗品、賞品類の発注等)
参加申込み締め切り後 (大会:開催日の4週間前) (教室:開催日の2週間前)	●大会 ○参加者の調整と可否を通知 ○対戦表、プログラムの作成 ●教室 ○参加者の調整と可否を通知
開催の1週間前	○参加者名簿と名札の作成 ○領収書の作成 ○会場の使用申請、及び準備と点検
開催日初日	○参加受付、参加料の徴収 ○参加料の納入 ●教室 ○開講式:館長あいさつ、講師の紹介、事務連絡 ●大会 ○会場準備、開会式 ○賞状作成
2日目以降	○名簿と名札を体育館入口付近のテーブルに並べる ○ラインテーブル等の準備
~最終日	○修了証書準備 ○講師謝金準備
最終日	○閉講式:館長あいさつ、修了証書の授与 ○講師謝金の支払
終了後	○消耗品類の支払整理 ○講師に礼状 ○全事業終了後、事業報告作成

施設管理業務一覧(現行)

◆口丹波動労働者福祉会館

	委託業務名	業務の内容・回数	令和3年度委託額(円)
1	清掃	館内の清掃業務(定期清掃)	※下記参照 748,000
2	自家用電気工作物保安全管理	電気事業法に基づく精密検査業務	月1回 243,804
3	空調設備点検	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による空気環境調整業務(冷暖房切替整備業務を含む)	年6回 111,240
4	機械警備・消防関係設備点検	防犯・火災異常・設備異常・非常通報等提供業務・消防設備点検業務	毎日 378,840
5	エレベーター設備点検	乗用エレベーター設備定期保守点検管理業務	月1回 736,560
6	AED設置	事務所内に設置	64,680
7	建築物・建築設備定期点検	建築設備定期点検・防火設備定期点検	年1回 424,600

※清掃業務作業基準

区分	作業内容	対象場所	清掃回数	備考
日常清掃	掃き掃除	第1～第6会議室、大会議室	毎日	利用状況により適宜実施
		事務室	毎日	
		玄関ホール	毎日	靴箱拭き等適宜実施
		階段、廊下	毎日	
		2階ホール	毎日	
		アリーナ	月1回	モップ掛け、周囲の除塵
		ギャラリー	週1回	
	水拭き	トイレ(1階、2階、体育館、男女・身障者用)	毎日	
		更衣室・シャワー室	毎日	
		会議室等机	毎日	利用状況により適宜実施
	吸塵	第7会議室	毎日	利用状況により適宜実施
		放送室	毎日	利用状況により適宜実施
	ごみ収集	各所	週3回	集積場へ搬送
	定期清掃	フロアオイル掛け	アリーナ	年2回
樹脂ワックス掛け		大会議室、第1、第2、第5、第6会議室、事務室、喫茶室(談話コーナー)、玄関ホール、2階ホール	3箇月に2回	
ガラス拭き		窓ガラス	年2回	
ネズミ等防除	ネズミ等の発生場所、生息場所及び侵入経路	年2回	殺そ剤又は殺虫剤の散布	

主な仕様

- * 清掃作業監督者又はそれに準じる者を少なくとも月1回派遣し、企画、指導及び監督させること。
- * 日常清掃は、毎日(休館日を除く)午前8時30分から午後5時30分までとする。(現行:指定管理者施行)
- * 定期清掃(現行:年8回)は、事前に館長と協議の上、日時を定める。
- * 清掃器具、洗剤、トイレトペーパー、ごみ袋、石けん等の使用材料は受託業者負担とする。
- * 玄関マットは、受託業者負担とし、2箇月に1回交換する。

京都府立口丹波勤労者福祉会館の利用料金(現行)

1 利用料金

使用時間		午前の部	午後の部	夜の部	
区 分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	
体育館	全面使用	円	円	円	
		平日	4,280	5,300	6,320
	土曜日、日曜日及び休日		5,100	6,420	7,440
	部分使用		2,040	2,440	2,950
	個人使用		250	250	250
	第1会議室		1,220	1,320	1,420
	第2会議室		1,930	2,140	2,440
	第3会議室		810	910	1,020
	第4会議室		710	810	910
	第5会議室		1,220	1,320	1,420
第6会議室		1,320	1,420	1,530	
第7会議室		710	810	910	
大会議室		4,080	4,790	5,400	

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金

各部の利用料金の合計額に10分の9を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

3 使用時間を延長した場合の利用料金

延長使用時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。)につき、当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金

その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金

利用料金の額(上記1)に4を乗じて得た額

(端数処理なし)

京都府立口丹波勤労者福祉会館の附属設備の利用料金(現行)

1 附属設備の利用料金

附属設備名	単位	1使用時間区分の 利用料金	摘要
移動式バスケット台	1対	円 710	
バスケットボール競技用具	1組	1,220	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及び ストップウォッチをいう。
バレーボール用支柱	1組	230	ネットを含む。
テニス用支柱	1組	230	ネットを含む。
バドミントン用支柱	1組	170	ネットを含む。
卓球台	1台	120	サポート及びネットを含む。
盲人用卓球台	1台	40	サポート及びネットを含む。
ハンディ卓球台	1台	40	サポート及びネットを含む。
テニスラケット	1本	120	
バドミントンラケット	1本	60	
卓球ラケット	1本	40	
ボール類	1個	60	バスケットボール用及びバレーボール用の ボールをいう。
審判台	1台	60	
得点板	1台	60	
ストップウォッチ	1個	60	
防球スクリーン	1台	40	
マット	1枚	50	
ネット計測器	1本	60	
トランポリン	1台	470	
スポーツテスト用測定機器	1組	230	
その他体育用具	1個	60	
体育館用放送装置	1組	1,220	マイクロホン1個付き
体育館用マイクロホン	1個	350	
体育館用移動式黒板	1台	60	
体育館用1人用 折りたたみ式いす	1脚	30	
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	60	
体育館用長机	1脚	60	
コインロッカー	1区画	50	

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の附属設備の利用料金

※1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額(コインロッカーを除く。)

附属設備名	単位	2部にわたる場合	3部にわたる場合
		(午前・午後又は午後・夜)	(午前・午後・夜)
		円	円
移動式バスケット台	1対	1,420	2,130
バスケットボール競技用具	1組	2,440	3,660
バレーボール用支柱	1組	460	690
テニス用支柱	1組	460	690
バドミントン用支柱	1組	340	510
卓球台	1台	240	360
盲人用卓球台	1台	80	120
ハンディ卓球台	1台	80	120
テニスラケット	1本	240	360
バドミントンラケット	1本	120	180
卓球ラケット	1本	80	120
ボール類	1個	120	180
審判台	1台	120	180
得点板	1台	120	180
ストップウォッチ	1個	120	180
防球スクリーン	1台	80	120
マット	1枚	100	150
ネット計測器	1本	120	180
トランポリン	1台	940	1,410
スポーツテスト用測定機器	1組	460	690
その他体育用具	1個	120	180
体育館用放送装置	1組	2,440	3,660
体育館用マイクロホン	1個	700	1,050
体育館用移動式黒板	1台	120	180
体育館用1人用 折りたたみ式いす	1脚	60	90
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	120	180
体育館用長机	1脚	120	180

3 このほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収する。

京都府立口丹波勤労者福祉会館の利用料金の上限の額

1 利用料金の上限の額

使用時間		午前の部	午後の部	夜の部	
区 分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	
体 育 館	全 面 使 用	円	円	円	
		平日	4,280	5,300	6,320
		土曜日、日曜日及び休日	5,100	6,420	7,440
		部分使用	2,040	2,440	2,950
		個人使用	250	250	250
		第1会議室	1,220	1,320	1,420
		第2会議室	1,930	2,140	2,440
		第3会議室	810	910	1,020
		第4会議室	710	810	910
		第5会議室	1,220	1,320	1,420
	第6会議室	1,320	1,420	1,530	
	第7会議室	710	810	910	
	大会議室	4,080	4,790	5,400	

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額

各部の利用料金(条例別表の各区分の利用料金をいう。以下、3及び4において同じ。)の合計額に10分の9を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

3 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額

延長使用時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。)につき、当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額

その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金の上限の額

利用料金の上限の額(上記1)に定める額に4を乗じて得た額

(端数処理なし)

利用料金の上限の額の考え方（例示）

◆基本的な考え方

- ・割引の場合 → 指定管理者が決める利用料金から割り引いたものを上限とする。
- ・割増の場合 → 利用料金の上限の額を基準にして割り増したものを上限とする。

1 利用料金の上限の額（例：体育館（平日、全面使用）の場合）（単位：円。以下同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
ア 条例に定める利用料金の上限の額	4,280	5,300	6,320
⇓ 指定管理者が料金設定			
イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	4,100	5,100	6,100

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額

※各部の利用料金の合計額に10分の9を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ウ 利用料金の上限の額	8,200	10,000	13,700
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$(4,100+5,100) \times 9/10$	$(5,100+6,100) \times 9/10$	$(4,100+5,100+6,100) \times 9/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
エ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	8,100	9,900	13,600

3 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）

※当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
オ 利用料金の上限の額	1,600	2,000
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$4,100 \times 4/10$	$5,100 \times 4/10$
⇓ 指定管理者が料金設定		
カ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1,500	1,900

- 4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額
 ※その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
キ 利用料金の上限の額	2,000	2,500	3,000
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$4,100 \times 5/10$	$5,100 \times 5/10$	$6,100 \times 5/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
ク 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1,900	2,400	2,900

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ケ 利用料金の上限の額	4,000	4,900	6,800
※上記「エ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$8,100 \times 5/10$	$9,900 \times 5/10$	$13,600 \times 5/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
コ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	3,900	4,800	6,700

- (4-1) 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）（体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用）（考え方・端数処理は、上記3と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
サ 利用料金の上限の額	700	900
※上記「ク 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$1,900 \times 4/10$	$2,400 \times 4/10$
⇓ 指定管理者が料金設定		
シ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	600	800

- 5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金の上限の額
 ※利用料金の上限の額に定める額に4を乗じて得た額（端数処理なし）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
ス 利用料金の上限の額	16,800	20,800	24,800
※上記「ア 条例に定める利用料金の上限の額」を基準とする。	$4,200 \times 4$	$5,200 \times 4$	$6,200 \times 4$
⇓ 指定管理者が料金設定			
セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	16,700	20,700	24,700

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ソ 利用料金の上限の額	32,800	40,000	54,800
※上記「ウ 利用料金の上限の額」を基準とする。	$8,200 \times 4$	$10,000 \times 4$	$13,700 \times 4$
⇓ 指定管理者が料金設定			
タ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	32,700	39,900	54,700

- (5-1) 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記3と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
チ 利用料金の上限の額	6,600	8,200
※上記「セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$16,700 \times 4/10$	$20,700 \times 4/10$
⇓ 指定管理者が料金設定		
ツ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	6,500	8,100

(5-2) 特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記4と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
テ 利用料金の上限の額	8,300	10,300	12,300
※上記「セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$16,700 \times 5/10$	$20,700 \times 5/10$	$24,700 \times 5/10$
↓ 指定管理者が料金設定			
ト 指定管理者が決める利用料金（仮定）	8,200	10,200	12,200

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ナ 利用料金の上限の額	16,300	19,900	27,300
※上記「タ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$32,700 \times 5/10$	$39,900 \times 5/10$	$54,700 \times 5/10$
↓ 指定管理者が料金設定			
ニ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	16,200	19,800	27,200

(5-3) 特別な設備の準備又は撤去のために使用し、使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間あたり）（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記3・4と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
ヌ 利用料金の上限の額	3,200	4,000
※上記「ト 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$8,200 \times 4/10$	$10,200 \times 4/10$
↓ 指定管理者が料金設定		
ネ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	3,100	3,900

- 6 附属設備の利用料金の上限の額（2以上の部にわたって引き続き使用する場合）
 ※各附属設備に係る1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額
 （コインロッカーを除く。）（端数処理なし）

バスケットボール競技用具（1組）	1使用時間区分（午前又は午後又は夜）
ノ 利用料金の上限の額	1, 220
⇓ 指定管理者が料金設定	
ハ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1, 100

バスケットボール競技用具（1組）	2部にわたる場合 （午前・午後又は 午後・夜）	3部にわたる場合 （午前・午後・夜）
ヒ 利用料金の上限の額	2, 200	3, 300
※上記「ハ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	1, 100×2	1, 100×3
⇓ 指定管理者が料金設定		
フ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	2, 100	3, 200

◆京都市立口丹波勤労者福祉会館の附属設備の利用料金の上限の額

1 附属設備の利用料金の上限の額

附属設備名	単位	1使用時間区分の 利用料金の上限の額	摘要
移動式バスケット台	1対	円 710	
バスケットボール競技用具	1組	1,220	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及びストップウォッチをいう。
バレーボール用支柱	1組	230	ネットを含む。
テニス用支柱	1組	230	ネットを含む。
バドミントン用支柱	1組	170	ネットを含む。
卓球台	1台	120	サポート及びネットを含む。
盲人用卓球台	1台	40	サポート及びネットを含む。
ハンディ卓球台	1台	40	サポート及びネットを含む。
テニスラケット	1本	120	
バドミントンラケット	1本	60	
卓球ラケット	1本	40	
ボール類	1個	60	バスケットボール用及びバレーボール用のボールをいう。
審判台	1台	60	
得点板	1台	60	
ストップウォッチ	1個	60	
防球スクリーン	1台	40	
マット	1枚	50	
ネット計測器	1本	60	
トランポリン	1台	470	
スポーツテスト用測定機器	1組	230	
その他体育用具	1個	60	
体育館用放送装置	1組	1,220	マイクロホン1個付き
体育館用マイクロホン	1個	350	
体育館用移動式黒板	1台	60	
体育館用1人用 折りたたみ式いす	1脚	30	
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	60	
体育館用長机	1脚	60	
コインロッカー	1区画	50	

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の附属設備の利用料金の上限の額

※各附属設備に係る1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額(コインロッカーを除く。)(端数処理なし)

3 このほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。

施設使用料(利用料金)収入実績

◇口丹波勤労者福祉会館

(単位:円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計	8,244,620	8,044,080	4,394,960

※会議室などの施設利用に伴う収入実績です。(行政財産目的外使用許可使用料は含まれておりません。)

管理運営費支出実績

◆口丹波勤労者福祉会館

(単位:千円)

	1年度 実績	2年度 実績	3年度 計画
報酬			
給料	9,932	10,914	10,760
職員手当等	1,300	950	950
健康保険料等			
福利厚生費	484	714	700
人件費計	11,716	12,578	12,410
賃金			
報償費			
旅費	12		
需用費	7,494	5,602	6,402
消耗品費	294	444	444
燃料費	42	45	111
食料費	0		0
印刷製本費			0
光熱水費	2,843	2,232	2,980
修繕費	4,315	2,881	2,867
役務費	373	490	563
通信運搬費	157	155	202
手数料	172	236	269
広告料	0	0	46
保険料	44	99	46
委託料	3,094	2,615	2,462
使用料及び賃借料			0
勤労者福祉事業費	448		195
利用促進懇談会費			
その他経費	1,231	2,495	2,017
消費税	1,125	1,120	1,286
物件費計	13,777	12,322	12,925
計	25,493	24,900	25,335